

平成 19 年度 水田農業構造改革交付金産地づくり計画書

弥富市地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、愛知県弥富市とする。

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

農業委員会に備え付けの農家基本台帳（地目田）、過去の生産調整実績等（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）1月1日現在を基準日とする。

(3) 生産調整実施者の確認方法

要綱第 6 により、本地域協議会長が、弥富市及び関係機関・団体等と連携し、認定生産調整方針に参加する農業者から提出のあった水稻生産実施計画書に基づき主食用等水稻作付状況等を把握する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局（消費・安全部地域第 4 課）から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

同一年度内に複数回・複数種栽培された場合及び土壌改良剤使用・集団防除を実施した場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。

(6) その他の共通事項

申請者が所有している水田が本協議会の区域外にある場合は、津島市、愛西市、海部郡内にあっては、本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田は助成対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

			都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
				産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
					稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金			183,782,000	183,782,000				
稲作構造改革促進交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分	0		0			
		担い手集積加算事業分	0			0		
	基本部分		25,595,000		25,595,000		0	0
	担い手集積加算		3,658,000			3,658,000		0
計			213,035,000	183,782,000	25,595,000	3,658,000	0	0

(注) 1 活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

2 「都道府県協議会からの配分額」の欄のうちの「基本部分」は都道府県協議会から配分された稲作構造改革促進事業の「一般部分と配慮分」の合計額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：円)

用途の分類(記号番号)	助成金の用途の名称	活 用 額				計	支払時期	備考	
		産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業				担い手集積加算事業
			基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額					
3-1-1	【転作作物の作付に助成】 麦・大豆産地づくり助成 うち麦・大豆助成 (弥富地区)及び(十四山地区)	136,500,000	0	0		136,500,000	3月		
C-1-1	【転作作物の作付に助成】 麦・大豆産地づくり助成 うち集団防除助成	7,000,000	0	0		7,000,000	3月		
C-9-1	【転作作物の作付に助成】 麦・大豆産地づくり助成 うち土壌改良費助成	21,000,000	0	0		21,000,000	3月		
C-9-2	【転作作物の作付に助成】 麦・大豆産地づくり助成 うち品質向上加算	16,247,000	25,595,000	3,658,000		45,500,000	3月		
1-2-2	【米に助成】 加工用米への助成	2,250,000	0	0		2,250,000	3月		

7-D-3	【協議会運営費】 協議会運営費	785,000	0	0			785,000	随時	
	米価下落等の補てん (基本部分)				0		0		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分					0	0	
計		183,782,000	25,595,000	3,658,000	0	0	213,035,000		
米価下落等の補てん (担い手集積加算)		(前年度分)					0	0	

- (注) 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
2 米価下落等の補てん(担い手集積加算)の(前年度分)の欄は、当年度が2年かけて集積する際の2年目に該当する場合に、1年目の未払い分を記入すること。
3 活用額の欄は、各助成金の用途ごとの見込額を記入し、備考欄にその積算内訳を記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	【転作作物の作付に助成】 麦・大豆産地づくり助成 うち麦・大豆助成（弥富地区）
使途の分類（記号番号）	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	当該年度に水稲の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する麦・大豆を作付けした場合、麦・大豆の作付け面積に応じて、土地の所有農業者に対して定額助成を行う。
効果	<p>水稲と転作作物の作付を計画的に行うことで米の生産調整の推進に資する。</p> <p>まとまったほ場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田ビジョンに掲げた麦・大豆作付及び担い手育成の目標達成に資する。</p> <p>計画的な作付により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <p>ビジョンに明確化された担い手に麦、大豆の全作業を委託した農家又は担い手本人であり、次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 地域水田ビジョンに示された担い手に全作業受委託等をした麦・大豆作が1ha以上の団地又は集積された水田の所有者及び生産者集団。 ・ 通常の収穫を挙げ得るに必要な栽植密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物

	<p>を作付けしている者。入作者については、当該所有者の所属する協議会で同様の交付金交付対象でない土地に限り、同協議会に上記生産調整実施要件及び集荷円滑化対策に係る抛出者の確認ができたものに限り、協議会に諮り対象者とする。</p> <p>対象作物 対象とする作物は、麦・大豆とする。</p> <p>規模要件 地域ビジョンに示された担い手に対し全作業を受委託した対象作物の作付け水田が1ha以上の集積がなされていること。集積の判定は、各作物の作付け状況をほ場位置図に記し、概ね一団となっていることを持つて行うものとする。</p> <p>その他の要件 同一年度において同一のほ場で麦・大豆の2作を実施した場合は、麦・大豆1作と同一の単価を1回限り交付するものとする。</p>
<p>確認方法</p>	<p>作付け状況 現地見回り 確認日麦6月1日、大豆8月1日 水稲不作付け7月19日</p> <p>協議会をまたがって所有している者の取扱い 申請者が所有している水田が本協議会の区域外にある場合及び入作者は、津島市、愛西市及び海部郡内にあつては、本地域協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田の所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。又、入作者の場合、助成水田と生産調整実施者の確認は、当該市町村における申請者の助成水田が確認できる水稲生産実施計画書、営農計画書及び生産調整実施者の確認通知等の資料の写しによって確認する。また集荷円滑化対策に係る抛出の確認は、申請者の住所を所轄する東海農政局からの情報によって確認する。</p> <p>作付け面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>規模要件 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>その他要件 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リスト、作業委託契約書の写し</p>
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>麦・大豆1作 39千円/10a 麦・大豆2作 39千円/10a 実施面積(㎡)×39円(円未満の端数が生じた場合には切捨て)</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、「転作作物の作付けに助成 麦大豆産地づくり助成 うち麦大豆助成」、「転作作物の作付けに助成 麦大豆産地づくり助成 うち集団防除助成」、「転作作物の作付けに助成 麦大豆産地づくり助成 うち土壌改良費助成」、「米に助成」、「協議会運営費」から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても助成額を上回ることが、農業者等からの実施</p>

	<p>計画を取りまとめて明らかになった場合は、次式で単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 本用途に係る実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>
--	---

助成金の用途の名称	【転作作物の作付に助成】 麦・大豆産地づくり助成 うち麦・大豆助成（十四山地区）
用途の分類（記号番号）	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	集落単位以上で概ね 1 h a 以上の連担団地を構成するブロックローテーション計画を作成し、麦、大豆を作付けした場合の作付面積に応じて、作付けを行った農業者に対して定額助成を行う。
効果	<p>ブロックローテーションにより、水稲と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>各作物についても、まとまった圃場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付の目標達成に資する。</p> <p>計画的なブロックローテーションの推進により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <p>ビジョンに明確化された担い手に麦、大豆の全作業を委託した農家又は担い手本人であり、次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成 18 年 11 月 9 日付け 18 総食第 778 号。以下「運用要領」という。））第 6 の 2 に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第 6 の 2 に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第 6 の 2 に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 総食 828 号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第 1 の 2 の（ 2 ）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が 0 円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 実施要領第 5 の 2 で規定されている助成水田において、権原に

	<p>基づいて作物作付けを実施している農業者。</p> <p>助成水田 実施要領第5の2で規定されている水田 対象作物 対象とする作物は、麦、大豆とする。 また、通常の収穫を挙げ得るに必要な植栽密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <p>転作要件 当該水田において、対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産目標数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落単位以上でブロックローテーション計画を作成すること。 ・ 集落と協議会が一体となって作成するブロックローテーション計画において、転作作物の連担団地が位置づけられていること。また、ブロックローテーション計画の範囲は十四山地区に限る。 ・ 同一年度において同一のほ場で麦・大豆の2作を実施した場合は、麦・大豆1作と同一の単価を1回限り交付するものとする。 <p>通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないこと。</p>
<p>確認方法</p>	<p>作付状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地見回り 確認日麦6月1日、大豆8月1日 水稻不作付け7月19日 ・ 水稻の作付けが行われていないこと：7月中旬 <p>作付面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 ・ ブロックローテーション計画との照合 ・ ブロックローテーションの有無の確認 ・ ブロックローテーション計画との照合 <p>法人格を有しない生産集団の確認 法人格を有しない生産集団に交付する場合は、総会資料等により生産集団への加入を確保する。又、その構成員全員が生産調整実施者であること。かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることを確認する。</p> <p>協議会をまたがって耕作している者の取り扱い 申請者が他市町村に在住している場合、助成水田と生産調整実施者の確認は、その市町村における申請者の助成水田が確認できる水稻生産実施計画書、営農計画書及び生産調整実施者の確認通知等の資料の写しによって確認する。また集荷円滑化対策に係る拠出の確認は、申請者の住所を管轄する東海農政局からの情報によって確認する。</p> <p>その他要件 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リスト、作業委託契約書の写し</p>
<p>助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)</p>	<p>麦・大豆1作 39千円 / 10a 麦・大豆2作 39千円 / 10a 実施面積 (㎡) × 39円 (円未満の端数が生じた場合には切捨て)</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、「転作作物の作付けに助成 麦大豆産地づくり助成 うち麦大豆助成」、「転作作物の作付けに助成 麦大豆産地づくり助成 うち集団防除助成」、「転作作物の作付けに助成 麦大豆産</p>

	<p>地づくり助成 うち土壌改良費助成」、「米に助成」、「協議会運営費」から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても助成額を上回ることが、農業者等からの実施計画を取りまとめて明らかになった場合は、次式で単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 本用途に係る実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>
--	--

助成金の用途の名称	【転作作物の作付に助成】 麦・大豆産地づくり助成 うち集団防除助成
用途の分類(記号番号)	C 1 1
具体的内容 [支出の項目]	当該年度に水稻の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦・大豆の作付けにあたり、無人ラジヘリ等(乗用管理機合)により集団防除をした場合に面積に応じて担い手に対して定額助成を行う。
効果	<p>水稻と転作作物の作付を計画的に行うことで米の生産調整の推進に資する。</p> <p>計画的な防除や土壌改良により、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p> <p>集団防除を実施することにより、低コスト化を図ることができる。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 ビジョンに明確化された担い手に麦、大豆の全作業を委託した農家又は担い手本人であり、次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。)以下「農業者等」という。) 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員的水稻作付面積(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。))第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 地域水田ビジョンに示された担い手 <p>対象作物 対象とする作物は、麦・大豆とする。</p> <p>規模要件 地域ビジョンに示された担い手に対し、自作地及び全作業を受委託した対象作物の作付け水田を合計した面積が1ha以上の集積がなされていること。集積の判定は、各作物の作付状況をほ場位置図に記し、概ね一団となっていることを持つて行うものとする。</p>

	<p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦・大豆の現地見回りによる確認面積と同じか、それ以下であること。 ・ 当該年度に水稻の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦・大豆の作付けにあたり、無人ラジヘリ、乗用管理機により集団防除をした場合とする。 ・ 本助成は、麦・大豆助成の交付対象となった水田においても重複交付する。
確認方法	<p>作付状況 現地見回り 確認日麦 6月1日、大豆 8月1日 水稻不作付け 7月19日</p> <p>地域協議会をまたがって所有している者の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が所有している水田が本協議会の区域外にある場合及び入作者は、津島市、愛西市及び海部郡内にあつては、本地域協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田の所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。又、入作者の場合、助成水田と生産調整実施者の確認は、当該市町村における申請者の助成水田が確認できる水稻生産実施計画書、営農計画書及び生産調整実施者の確認通知等の資料の写しによって確認する。また集荷円滑化対策に係る抛出の確認は、申請者の住所を所轄する東海農政局からの情報によって確認する。 <p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>規模要件 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等</p> <p>集積要件 ほ場位置図</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託作業報告書 ・ 作業日報 ・ 購入物がわかる領収書等 <p>その他要件 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リスト、作業委託契約書の写し</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>集団防除助成 2千円 / 10 a 実施面積 (m²) × 2円 (円未満の端数が生じた場合には切捨て)</p>
単価調整の方法	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 本用途に係る実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>

助成金の使途の名称	【転作作物の作付に助成】 麦・大豆産地づくり助成 うち土壌改良費助成
使途の分類（記号番号）	C 9 1
具体的内容 [支出の項目]	当該年度に水稲の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦・大豆の作付け並びに高品質な麦・大豆を生産するために、土壌改良材を使用した場合面積に応じて担い手に対して定額助成を行う。
効果	水稲と転作作物の作付を計画的に行うことで米の生産調整の推進に資する。 計画的な防除や土壌改良により、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。 土壌改良材を使用することにより、麦・大豆の品質の向上が図れ、本格的な優良産地となる。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 ビジョンに明確化された担い手に麦、大豆の全作業を委託した農家又は担い手本人であり、次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 地域水田ビジョンに示された担い手 <p>対象作物 対象とする作物は、麦・大豆とする。</p> <p>規模要件 地域ビジョンに示された担い手に対し、自作地及び全作業を受委託した対象作物の作付け水田を合計した面積が1ha以上の集積がなされていること。集積の判定は、各作物の作付状況をほ場位置図に記し、概ね一団となっていることを持つて行うものとする。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦・大豆の現地見回りによる確認面積と同じか、それ以下であること。 当該年度に水稲の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦・大豆の作付けにあたり、土壌改良材を使用した場合とする。 本助成は、麦・大豆助成の交付対象となった水田においても重複交付する。

<p>確認方法</p>	<p>作付状況 現地見回り 確認日麦 6月1日、大豆 8月1日 水稲不作付け 7月19日 協議会をまたがって所有している者の取扱い ・ 申請者が所有している水田が本協議会の区域外にある場合及び入作者は、津島市、愛西市及び海部郡内にあつては、本地域協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田の所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。又、入作者の場合、助成水田と生産調整実施者の確認は、当該市町村における申請者の助成水田が確認できる水稲生産実施計画書、営農計画書及び生産調整実施者の確認通知等の資料の写しによって確認する。また集荷円滑化対策に係る抛出の確認は、申請者の住所を所轄する東海農政局からの情報によって確認する。</p> <p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 規模要件 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 集積要件 ほ場位置図 その他 ・ 委託作業報告書 ・ 作業日報 ・ 購入物がわかる領収書等 その他要件 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リスト、作業委託契約書の写し</p>
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<p>土壌改良費助成 6千円 / 10 a 実施面積 (m²) × 6 円 (円未満の端数が生じた場合には切捨て)</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。</p> <p>なお、上記によつても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 本用途に係る実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>

助成金の使途の名称	【転作作物の作付に助成】 麦・大豆産地づくり助成 うち品質向上加算
使途の分類（記号番号）	C 9 2
具体的内容 [支出の項目]	地域水田農業ビジョンに掲げる担い手が高品質な麦・大豆を生産した場合に生産者に対して助成する。
効果	高品質な麦・大豆を生産することで、販売経路の拡大、実需者の要求に応えとともに、産地の麦・大豆の生産振興を図ることができる。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認められた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稲作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 本協議会の地域水田農業ビジョンに掲げる担い手 <p>対象作物 対象とする作物は、麦・大豆とする。</p> <p>規模要件 地域ビジョンに示された担い手に対し、自作地及び全作業を受委託した対象作物の作付け水田を合計した面積が1ha以上の集積がなされていること。集積の判定は、各作物の作付状況をほ場位置図に記し、概ね一団となっていることを持つて行うものとする。</p> <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦・大豆の現地見回りによる確認面積と同じか、それ以下であること。 当該年度に水稲の作付けを行わない水田で、助成要件に適合する麦・大豆の作付けにあたり、土壌改良材を使用した場合とする。

	<ul style="list-style-type: none"> 本助成は、麦・大豆助成の交付対象となった水田においても重複交付する。 品質等の要件 「水田農業構造改革対策実施要綱・要領、麦大豆品質向上対策」に準ずるものとするが、(特例措置とし低湿地帯での栽培である為交付基準を、18年度と同様の基準であるBランク以上とする。) 助成金の計算方法 「水田農業構造改革対策実施要綱・要領、麦大豆品質向上対策」に準ずる。 その他の要件 高品質麦・大豆の生産の助成は、協議会へ登録申請した集荷機関へ出荷したものを対象とし、検査結果に応じて下記助成水準により助成する。 同一年度内に複数回栽培された場合は、「水田農業構造改革対策実施要綱・要領、麦大豆品質向上対策」に準じて助成する。
確認方法	<p>作付状況 現地見回り 確認日麦6月1日、大豆8月1日 協議会をまたがって所有している者の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が所有している水田が本協議会の区域外にある場合及び入作者は、津島市、愛西市及び海部郡内にある場合は、本地域協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田の所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は助成対象から除外するものとする。又、入作者の場合、助成水田と生産調整実施者の確認は、当該市町村における申請者の助成水田が確認できる水稻生産実施計画書、営農計画書及び生産調整実施者の確認通知等の資料の写しによって確認する。また集荷円滑化対策に係る抛出の確認は、申請者の住所を所轄する東海農政局からの情報によって確認する。 <p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 集荷円滑化対策に係る抛出 東海農政局(消費安全部地域第四課)から提供された情報 その他の要件 地域水田農業ビジョンに掲げる担い手リスト 品質確認は集荷機関からの集荷および検査結果情報 (麦 7月末日、大豆 2月末日)</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>品質向上加算 13千円/10a 実施面積(m²)×13円(円未満の端数が生じた場合には切捨て) なお、産地づくり本体から優先的に助成する。</p>
単価調整の方法	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。</p> <p>また、活用額に余剰が生じたときは、「転作作物の作付けに助成 麦大豆産地づくり助成 うち集団防除助成」、「転作作物の作付けに助成 麦大豆産地づくり助成 うち土壌改良費助成」に流用することができる。</p> <p>なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本用途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 本用途に係る実施計画取りまとめ後の必要額の合計</p>

助成金の使途の名称	【米に助成】 加工用米への助成
使途の分類（記号番号）	1 2 2
具体的内容 [支出の項目]	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	当地域は水田地域であるため、加工用米に対する取り組みを通じて、特に効率的に需給調整を行うことができる。
助成の要件	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） 法人格を有しない生産集団に交付する場合には当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 国が定める助成水田において、権原に基づいて対象作物を作付けしている者。 <p>助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工用米実需者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であること。 本助成は、新需給調整システム定着交付金助成事業の交付対象となった加工用米と重複交付する。
確認方法	加工用米の確認 農協から提供された出荷契約に基づく出荷状況
助成水準 (助成額の算定方法)	玄米60kg当たり 1,500円以内とする。 出荷俵数×1,500円（円未満の端数が生じた場合には切捨て）
単価調整の方法	農業者等からの実施計画書（営農計画書）を取りまとめた結果、1,500円を超える出荷がある場合には、次式により単価調整を行うものとする。

	<p style="text-align: right;">1,500 俵</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × $\frac{\text{実施計画取りまとめ後の俵数}}{\text{1,500 俵}}$</p> <p>但し、俵数は、0.5 俵を単位とし、単価は整数値とする。</p>
--	---

助成金の使途の名称	【協議会運営費】 協議会運営費
使途の分類（記号番号）	7 - D - 3
具体的内容 [支出の項目]	区分：旅費 項目：旅費 内容：農業者等の営農計画書どおりの作付け及び適正な栽培管理が実施されているかどうかの現地確認を実施するために必要な旅費及び助成要件を確認するために必要な経費 区分：事務等経費 項目：印刷製本費、会議費、消耗品費、雑役務費 内容：助成要件を確認するために必要な経費及び協議会の運営を行なうのに必要な経費
効果	協議会運営費を活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの振興管理等効果的な協議会運営の執行が図られることで水田農業構造改革の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	旅費 助成要件の確認に係る旅費及び県推進協議会議等への出席に係る旅費等協議会の活動に係る旅費及び通行料等 事務費等経費 印刷製本費：推進資料等印刷費 会議費：会議等の茶菓子及び水稻等の確認事務の昼食代及び研修会等の負担金等 消耗品費：事務用品、現地確認写真現像費、自動車燃料費等 雑役務費：郵送代
確認方法	旅費 旅行命令簿、復命書、領収書 事務費等経費 印刷製本費：領収書、成果品 会議費：領収書、通知文書等、領収書 消耗品費：領収書 雑役務費：領収書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	旅費 旅費 120千円 ・現地確認及び県推進協議会議（45人×2.3千円） 《市旅費基準》） ・通行料駐車料金 6.6千円 （東名阪自動車道、名古屋高速 1,100円×6回） ・駐車料金 900円×2回 事務等経費 印刷製本費 100千円 ・会議資料等印刷費 100千円 会議費 190千円 ・水稻現地確認昼食代 1日20人×1,000円×8日=160,000円 ・会議用茶菓子等 200円×50人=10,000円 ・電算事務研修費 6,500円×3人=19,500円 消耗品費 368千円 ・現地確認等写真現像代 1,000円×5回=5,000円 ・ガソリン代 130円/ℓ×200ℓ=26,000円 ・事務用品 238千円 雑役務費 7千円 ・会議案内等郵送代 80円×26人×2回=4,160円 ・その他郵送代 80円×35回=2,800円

単価調整の方法	〔当初計画より実績が増加した場合〕 地域協議会の構成団体の助成金より不足額を補う。 〔当初計画より実績が下回った場合〕 麦・大豆助成に流用することができる。
---------	---

- (注)1 「(3)の(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 使途の分類の欄は、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号(1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類の記号番号で区別される内容が含まれる場合は、原則として複数の記号番号)を記入すること。
- 3 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。(協議会自らの活動に要する費用か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明確にすること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)
なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。
- 4 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
(1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
(2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
(3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか
といった観点から記入すること。
また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうか明確に記入すること。
- 5 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類(別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。)とその具体的な内容を記入すること。
- 6 []は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 7 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(2)使途ごとの活用計画」及び「(3)産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	

単価調整の方法	
---------	--

(注) 「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び 用途の名称	作目等区分	員 数	単 価	金 額 (円)	備 考
1 大幅な超過達成 に関する用途					
2 地域振興作物の 振興に関する用途	なたね	0 . 5 ha	12千円/10a	60,000	
3 その他意欲的な 生産調整に関する 用途	加工用米	2,250俵	1,000円/60 kg	2,250,000	
	合 計			2,310,000	

(注) 1 員数の欄には、金額を算出する元となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

2 金額の欄には、前年度交付留保分からの活用額がある場合にあっては、その額を括弧書きで記入すること。

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	地域振興作物の振興に関する用途
作物等区分	なたね
具体的内容	<p>水田農業の重要な柱として米・麦・大豆を位置付け推進を図っているが、一方、市街化区域の水田では農地の遊休化が進み、地域環境、農村景観に支障をきたしている。</p> <p>地域の豊かな自然・社会環境を将来の世代に引き継ぎ、資源循環型社会の構築に取り組むため、菜の花をキーワードとして遊休農地の有効活用を図るとともに、地域で生産・廃棄されるバイオマス資源の有効利用を推進し、持続可能な地域社会を形成することを目的として次の事業を実施する。</p> <p>遊休農地に「菜の花」を栽培することで遊休農地の減少を図り、地域水田農業を推進するとともに農村景観を維持する。開花後は、収穫をし、なたねを採取し、食用油として活用する。</p>
効果	<p>米の生産調整を実施する水田に麦・大豆等の作物を作付けるよう誘導しているが、特にほ場条件の悪い場所でも生産調整を行う必要がある。このため、こうした水田でも生産調整に意欲的に取り組めるよう、水田の有効活用に着目した菜の花栽培を行い、遊休農地の発生を防ぐとともに農村環境の保持に資する。</p> <p>さらに、なたねを収穫・搾取して「菜種油」として活用でき、資源の有効利用が図られる。</p>
助成の要件	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 国が定める助成水田において、権原に基づいて対象作物（なたね）を作付けしている農業者等又は全作業受託等により対象作物（なたね）の作付けに係る作業を実施している実際の耕作

	<p>者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の耕作者は、次に掲げる事項の全てを満たすこととする ・ 実際の耕作者が当該助成水田に係る権原を有する農業からあらかじめ全作業受託を受けていること。 ・ 実際の耕作者が本事業の助成を受けることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 <p>当該年度に水稻の作付けを行わない水田でなたねを収穫すること。</p> <p>通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。</p> <p>地域特例作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。</p>
確認方法	<p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の収穫、通常の肥培管理 現地見回り（確認日：6月1日）水稻の作付が行われていないこと8月1日）、全作業受託等の場合は受委託契約書の写し</p>
助成水準 (助成額の算定方法)	<p>10aあたり12,000円以内 実施面積(m²) × 12円（円未満の端数が生じた場合には切捨て）</p>
単価調整の方法	<p>交付申請額の合計が交付予定額を上回る場合は、交付申請額が交付予定額以内となるよう、助成単価の調整を行う 調整後の助成単価 = 40,000千円 / 交付申請額の合計額 × 12,000円</p>

用途の名称	その他意欲的な生産調整に関する用途
作物等区分	加工用米の生産・出荷に係る取組
具体的内容	加工用米需要者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であり、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	当地域は水田地域であるため、加工用米に対する取組みを通じて、特に効率的に需給調整を行うことができる。
助成の要件	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。））第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 国が定める助成水田において、権原に基づいて対象作物を作付けしている者。 <p>助成要件 加工用米実需者団体等との出荷契約に基づき出荷された加工用米であること。</p>
確認方法	加工用米の確認 農協から提供された出荷契約に基づく出荷状況
助成水準 (助成額の算定方法)	玄米60kg当たり1,000円以内とする。 出荷俵数×1,000円（円未満の端数が生じた場合には切捨て）
単価調整の方法	愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 40,000千円 / 交付申請額の合計額 × 1,000円

記入上の注意

- 1 「(1)総括表」の「1 大幅な超過達成に関する用途」及び「3 その他意欲的な生産調整に関する用途」の区分及び用途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画の用途の区分1つにつき、原則としてそれぞれ1つまで選択できる。
- 2 「(1)総括表」の活用の区分の「2 地域振興作物に関する用途」を選択する場合において、作物等区分の欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 3 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとに地域特例作物を複数選択した場合は、作物等区分の欄には作物名とともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 4 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の用途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 5 「(2)用途ごとの内容」は、「(1)総括表」の用途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 6 効果の欄は、当該用途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会(3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごとに)における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているかといった観点から記入すること。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		6,054
合計	6,054	

(注)1 単位は、市町村が第三者機関的組織に提供した需要量の情報の単位とすること。

- 2 都道府県から市町村への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(1)のエに定める市町村別の需要量に関する情報を記入すること。
- 3 市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(2)のアに定める第三者機関的組織別の需要量に関する情報を記入すること。
- 4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(2)のウの規定に基づき、市町村長が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		6,054

- (注) 1 単位は、第三者機関的組織が認定方針作成者別に提供した需要量の情報の単位とすること。
- 2 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(2)のAにより、市町村長から情報提供を受けた第三者機関的組織を区域とする地域別の需要量に関する第三者機関的組織の情報を記入すること。
- 3 第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(3)のAにより算定し、認定方針作成者の代表者へ情報提供した合計数量を記入すること。
- 4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(3)のイの規定に基づき、第三者機関的組織が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。